

令和5年6月16日

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合

扶養状況確認調査(検認)の実施について

標題について、地方公務員等共済組合法施行規程第97条及び第100条第3項に基づき、当共済組合の被扶養者の認定基準を満たしているかを確認するため、次のとおり扶養状況について調査(以下「検認」という)を実施します。

また、検認は「株式会社 法研関西」に委託しており、検認に関するお問合せについては、法研コールセンターへお願いします。

記

調査対象者 基準日(令和5年7月1日現在)に、被扶養者に認定されている者で、認定日が令和5年3月31日以前である者のうち、当共済組合が定める者

調査対象期間 令和4年10月1日～令和5年6月30日

提出物 「扶養状況確認調査票(以下、「調査票」という)」及びそれに伴う添付書類
(※詳細は2頁～4頁の「提出書類のご案内」参照)

提出期限 所属の検認集約担当者が定める日

提出先 所属の検認集約担当者まで

問合せ先 法研コールセンター(大阪市職員共済組合 検認専用)
0800-800-0313 (無料通話)

令和5年6月19日(月)～7月24日(月) / 9:00～19:00 ※但し、土日祝日を除く

注意事項等

- 検認にあたり、大阪市職員共済組合のホームページにて被扶養者認定の収入要件等を再度ご確認ください。次の①、②に該当する場合は検認対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえ提出してください。
なお、次の①、②の事実について届出をされていない方は、「被扶養者申告書」にて速やかに所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じて届出をしてください。「被扶養者申告書」には事実を確認するための添付書類が必要です。
 - ① 検認の基準日(令和5年7月1日)以前から被扶養者と別居している場合
 - ② 被扶養者の認定基準を満たさないことが判明し、当該事実発生日が検認の基準日(令和5年7月1日)以前である場合※別居日または事実発生日が令和5年7月2日以降の方は検認対象者となります。
- 検認により、被扶養者の認定基準を満たさないことが判明した場合は「認定不可」通知を送付します。基準を満たさなくなった日(事実発生日)に遡って資格喪失となります。また、検認にかかる提出書類一式を提出いただけない場合は、令和4年10月1日に遡って認定取消となりますのでご注意ください。

D 「給与明細書」＜コピー＞ または 「給与支払証明書」＜原本＞

【い つ】 令和4年10月～令和5年6月に支給されたもの

【目 的】 令和4年10月1日～令和5年6月30日に支給された交通費
や諸手当を含めた給与総額を確認します

【交付先】被扶養者の勤務先、元勤務先

【注意点】(1) 受取人名、支払会社名、支払年月、総支給額がわかるものが必要です
(2) 手書きの場合や同封の「給与支払証明書」で提出する場合は、勤務先の社印または代表者の押印があるものが必要です
(3) 勤務先に給与支払証明書の様式がない場合は、同封の「給与支払証明書」をご利用ください
(4) 退職した勤務先から支給されたものも必要です

給付受払証明書

■給付等の支払を受ける者

氏名	共済 花子	就職年月日	平成30年1月1日
(印) (法人印・捺印)			
勤務地	大阪府大阪市北区中之島 ●●●●		

受取品名	課税品価格①	非課税品価格②(消費税別)	給付金額合計③
令和元年度 10月	50,000	3,000	
令和元年度 11月	50,000	3,000	
令和元年度 12月	50,000	3,000	
令和2年度 1月	50,000	3,000	
令和2年度 2月	50,000	3,000	
令和2年度 3月	50,000	3,000	
令和2年度 4月	0	0	
令和2年度 5月	0	0	
令和2年度 6月	0	0	
令和2年度 7月	0	0	
令和2年度 8月	0	0	
令和2年度 9月	0	0	
計	300,000	18,000	

※表内にない項目は記入しなくても構いません。

給与(パート)		●●商事株式会社 2023年05月分						
氏名	計算期間	出勤	休出	欠勤	残業	残業時間/分	残業賃金/円	
共済 花子	03/26-04/25	14				7時00		
項目別	休業給付	勤続手当	営業手当	出張手当	交通費	その他		
	88,000				3,000			
	預金手引	深夜手当	休日出勤	欠勤返却	基礎給付	支給合計	91,000	
	健康保険	雇主保険	厚生年金	介護保険	所得税	控除額		
		704						
支払総計	銀行預立					控除合計	704	
残高							90,296	



給与明細を保管していなかった場合は勤務先から再発行してもらうか、同封の給与支払証明書の作成を勤務先に依頼してください。

給与収入
がある方

E 年金の金額が分かるもの<コピー>

【い つ】 令和4年10月～令和5年6月に支給されたもの

【目 的】 令和4年10月1日～令和5年6月30日に支給されたすべての年金の額を確認します
※所得税や介護保険料等が控除される前の年金支払額です

【交付先】 日本年金機構、共済組合等

【注意点】(1) 年金額改定通知書や年金振込通知書等 受給権者氏名、合計年金額(年額)がわかるものを提出してください

(2)「源泉徴収票」は不可です

(3) 課税、非課税に関わらず、すべての年金について必要です

[illegible]

被扶養者の年金の受給状況をよく確認してください。

年金収入
がある方

④「確定申告書類一式」（「収支内訳書」等経費の内訳が確認できるものを含む）＜コピー＞

【い つ】 令和4年分

【目 的】 自営業の収入、株、不動産収入等の収入があった場合、その総額を確認します

【交付先】 税務署

【注意点】(1)「収支内訳書」や「青色申告決算書」を含む全ての書類を提出してください
※株の場合は「配当計算書」や「明細書」等です

(2) 確定申告をされていない方は令和4年10月～令和5年6月までの総収入がわかるものを提出してください

[illegible][illegible]

令和4年分の確定申告時に提出した
すべての書類を提出してください。

個人収入
がある方
(事業収入
不動産収入
株収入等)

GHIについて

日額が3,612円(障害年金受給者または60歳以上の方は5,000円)以上の給付を受けていた場合は、必要事項を記入のうえ「調査票」のみご提出いただき、速やかに減員手続きを行なってください。

被扶養者の状況

提出書類/注意事項

各種手当金を受給している方



全ページ分コピーを提出してください。

G「雇用保険受給資格者証」<コピー>

- 【い つ】 令和4年10月以降のもの
- 【目 的】 雇用保険の受給期間、受給金額を確認します
- 【交付先】 ハローワーク
- 【注意点】 令和4年10月以降の受給期間、給付日額がわかるものを提出してください

H「育児休業手当金支給決定通知書」<コピー>

- 【い つ】 令和4年10月以降のもの
- 【目 的】 育児休業手当金の受給期間、受給金額を確認します
- 【交付先】 勤務先
- 【注意点】 令和4年10月以降の受給期間、給付日額がわかるものを提出してください

I「傷病手当金支給決定通知書」<コピー>

- 【い つ】 令和4年10月以降のもの
- 【目 的】 傷病手当金の受給期間、受給金額を確認します
- 【交付先】 加入していた健康保険組合
- 【注意点】 令和4年10月以降の受給期間、給付日額がわかるものを提出してください

J退職日の分かるもの<コピー>

- 【い つ】 令和4年1月1日以降のもの
- 【目 的】 「課税(所得)証明書」に限度額以上の収入があった場合、その給与収入がなくなったこと、及び令和4年10月1日～令和5年6月30日の間に退職し、その退職日以降の給与収入がないことを確認します
- 【交付先】 元勤務先
- 【注意点】 退職日の記載がある「源泉徴収票」や「離職票」や「退職証明書」等を提出してください
※複数社に就労していた場合は、すべての分が必要です



退職日を確認します。

K 廃業したことが分かるもの<コピー>

- 【い つ】 令和4年1月1日以降のもの
- 【目 的】 廃業した日以降の収入がないことを確認します
- 【交付先】 税務署もしくは市区町村役場



廃業した日がわかるものを提出してください。

※配偶者が組合員の場合は提出不要

L 被扶養者の配偶者の「課税(所得)証明書」または「非課税証明書」<原本>

- 【い つ】 令和5年度のもの
- 【目 的】 夫婦相互扶助の観点から父母や婚姻している子等の夫婦双方の収入を確認し、被扶養者となるかの判断をします
- 【交付先】 被扶養者の配偶者が令和5年1月1日にお住まいだった市区町村役場
- 【注意点】 Cを参照

被扶養者の配偶者に収入がある方(あった方を含む)

D～Kを参照

被扶養者の配偶者の状況に該当する書類を提出してください

該当者のみ提出書類

令和4年1月1日以降に退職または廃業した方

調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合

記入例

扶養状況確認調査票

5行コード 00000
記号-番号 1-000000
組合員氏名 共済 太郎 様
No. 000001

書類に不備等があった場合、連絡することがあります。必ずご記入ください。

記入欄が足りない場合は余白に記入してください。

必ずご提出ください

■ 組合員情報 ※令和5年7月1日時点の状況をご記入ください。

組合員氏名	共済 太郎
(現に住んでいる所) 〒	530-8201
居住地	大阪市北区中之島1-3-20
(職場または昼間の連絡先)	
電話番号	06-6208-7591



現在住んでいる所をご記入ください。

■ 被扶養者情報 ※令和5年7月1日時点の状況をご記入ください。

被扶養者氏名	共済 花子	左記の方の配偶者	☒ 有 ☐ 無	居住地	(現に住んでいる所) 〒 530-8201
生年月日	昭和 35 年12月1日	続柄	妻	居住地	大阪市北区中之島1-3-20

【減員または別居の手続き状況】

事実発生日が令和5年7月1日以前に減員となる方、または別居している方は、下記をご記入のうえ「調査票」(本紙)のみご提出ください。
該当する方は手続き状況に☑をし、日付を記入してください。

☐ 減員	☐ 提出済	届出(予定)日	年	月	日
☐ 別居	☐ 提出予定	事実発生日	年	月	日

※事実発生日が令和5年7月2日以降の場合は扶養状況確認の調査対象となります。

【提出書類確認】

被扶養者の状況に応じた提出書類に☑チェックをし、書類をご用意ください。※別添リーフレットの2~4頁の「提出書類のご案内」参照
調査期間(令和4年10月~令和5年6月)中の収入状況を記入してください。※収入がない場合は、「0」と記入してください。

該当状況	提出書類	収入状況
必須書類	☒ A 扶養状況確認調査票 <本紙>	-
	☒ B 住民票の写し <原本>	-
	☒ C 課税(所得)証明書 または 非課税証明書(令和5年度) <原本>	【Cの収入金額】 1,070,000 円/年
給与収入がある方	☒ D 給与明細書 <コピー> または 給与支払証明書 <原本> (令和4年10月~令和5年6月支給分)	①【支給実績月額で割った平均額】 79,500 円/月 令和4年10月1日以降に働き始めた日を記入(複数) 令和 4 年 12 月 1 日・年 月 日 ※提出できない理由 (令和4年12月就職のため、それ以前の明細が存在しない)
年金収入がある方	☒ E 年金の金額がわかるもの <コピー> (令和4年10月~令和5年6月支給分)	②【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 ☒ 老齢・ ☐ 障害・ ☐ 遺族・ ☐ 企業・ ☐ 個人 60,000 円/月
事業収入・不動産収入・株の収入がある方	☐ F 確定申告書類一式 <コピー> (令和4年分)	③【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 ☐ 事業収入・ ☐ 不動産収入・ ☐ 株収入 円/月
雇用保険失業給付を受給している方	☐ G 雇用保険受給資格者証 <コピー>	④【日額×30日の金額】 円/月
育児休業手当金を受給している方	☐ H 育児休業手当金支給決定通知書 <コピー>	⑤【日額×30日の金額】 円/月
傷病手当金を受給している方	☐ I 傷病手当金支給決定通知書 <コピー>	⑥【日額×30日の金額】 円/月
令和4年1月1日以降に退職または廃業した方	☒ J 退職日のわかるもの <コピー> ☐ K 廃業したことがわかるもの <コピー>	【令和4年1月1日以降退職または廃業した方】 ☒ 退職・ ☐ 廃業 令和5年 5 月 31 日 ☐ 退職・ ☐ 廃業 年 月 日

取得した「課税(所得)証明書」の収入額をご記入ください。

1か月の平均の給与収入額(交通費含む)をご記入ください。

令和4年10月から令和5年6月までの収入額確認書類が出せない場合は、その理由をご記入ください。

全ての年金額を合算し、1か月の平均額を計算してご記入ください。
※65歳以上の方で年金を受給していない場合は、受給していない理由(「年金受給権なし」、「繰下げ申請」など)を余白にご記入ください。

該当する場合、退職か廃業どちらかに☑チェックし、日付をご記入ください。

■ 調査対象者の被扶養者に配偶者※がいる場合 (※配偶者が組合員の場合は記入不要)

被扶養者に配偶者がいる方	☐ L 課税(所得)証明書または非課税証明書(令和5年度) <原本>	【Lの収入金額】 円/年
被扶養者の配偶者に収入がある方(あった方を含む)	被扶養者の配偶者の状況に該当するものを上記D~Kを参照のうえ、下記に☑を入れ該当する書類をすべて提出してください。 ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G ☐ H ☐ I ☐ J ☐ K	

各種手当金
日額が3,612円(障害年金受給者または60歳以上の者は5,000円)以上の給付を受けていた場合は、速やかに減員手続きを行ってください。

検認 Q & A

Q.1 被扶養者の収入の考え方を教えてください。

「将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入(交通費や諸手当を含む)」が130万円*(月額108,334円、日額3,612円)未満であること、ただし障害年金受給者または60歳以上の方は180万円*(月額150,000円、日額5,000円)未満であることが収入基準となります。

*…1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。



どの期間の1年間をとっても常に基準収入を満たさなければなりません。

Q.2 被扶養者の収入とはどのようなものがありますか？

給与(交通費や諸手当を含む)、年金収入、事業収入、利子収入、配当収入、不動産収入、雑収入など、課税非課税にかかわらず、すべての収入が対象になります。*

*…年金を受給しながら、就労(アルバイトやパート)している方は、年金の収入と給与の収入を合わせた額が被扶養者の収入となります。

Q.3 提出期限までに必要書類をすべて揃えることができません。どうしたらいいですか？

提出期限までに「調査票」を提出してください。後日、不足書類の提出依頼文書を送付しますので、速やかに不足書類をご提出ください。

Q.4 検認に必要な書類を提出しない場合はどうなりますか？

被扶養者として認定基準を満たしていても、地方公務員等共済組合法施行規程第97条及び第100条第3項の規定により、現在お持ちの「被扶養者証」は無効となります。

無効となった「被扶養者証」を使って医療機関等で受診した場合は、当共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので、検認へのご協力をお願いします。

Q.5 被扶養者の収入の増加により認定基準を満たしていないことが判明しました。「調査票」の提出は必要ですか？

- ①減員日が令和5年7月2日以降の場合は、検認対象者となりますので、「調査票」および添付書類をご提出ください。
- ②減員日が令和5年7月1日以前の場合は、検認対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、①、②どちらの場合も、減員の届出がまだ(被扶養者証未返却)の方は、速やかに所属所(市長部局)あつては総務事務センター)を通じて「被扶養者申告書」にて届出をしてください。

Q.6 母を扶養しています。扶養していない父の収入に関する書類の提出が必要となるのはなぜですか？

調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。そのため、夫婦の合計収入を確認し、その額が当組合の収入基準を超えていないことを確認する必要があります。

夫婦相互扶助の考え方(例)

	調査対象者とその配偶者の収入合計	調査対象者の収入合計	認定可否
調査対象者が(B) その配偶者が(B)	260万円未満	130万円未満	○
	260万円以上		×
調査対象者が(A) その配偶者が(B)	310万円未満	180万円未満	○
	310万円以上		×
調査対象者が(A) その配偶者が(A)	360万円未満	180万円未満	○
	360万円以上		×

(A)…障害年金受給者または60歳以上の方 (B)…A以外の者